

平成29年新任職員研修

# 児童相談所と面接

社会福祉法人麦の子会

子ども家庭ソーシャルワーク部長 高本美明



# 兒童相談所

# 児童相談所

## 1. 児童相談の第一線機関

都道府県及び指定都市に義務設置  
中核市にも設置可能

## 2. 設置数 (平成28年4月1日現在)

児童相談所 **209**か所、一時保護所**130**か所

## 3. 全道の児童相談所

北海道立児童相談所 **8**か所(旭川には稚内分室)

札幌市児童相談所 **1**か所

# 児童相談所の機能

- 市町村援助機能(法第12条第2項)
- 相談機能(法第12条第2項)
- 一時保護機能(法第12条第2項、第33条)
- 措置機能(法第26条、法第27条)
- 民法上の権限(法第33条の7、8、9)

# 民法上の権限

(児童福祉法第33条の7、33条の8、33条の9)

- 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判請求を行う。
- 未成年後見人の選任を請求する。
- 未成年後見人の解任を請求する。

# 北海道中央児童相談所の組織と職員

- 所 長 (石狩振興局保健環境部児童相談室長)
- 次 長 → 主査 (政策調整・里親) (1) → 主任 (1)  
(兼企画調整課長)
- 地域支援課長 → 相談支援係長 (1) → 相談員 (3)・虐待対応協力員 (1)  
(兼総務係長) → 総務係員 (2)
- 子ども支援課長 → 児童福祉司 (10)  
(兼主任児童福祉司) → 主任児童福祉司 (1) → 児童福祉司 (2) [虐待専掌]  
→ 判定援助係長 (1) → 判定員 (7)・嘱託医 (5)  
→ 一時保護係長 (1) → 一時保護係員 (4)  
→ 保護指導員 (16)・対応協力員 (5)

# 児童相談所の相談内容

- 0歳から18歳までの児童・家族にかかわる相談
- 受理要件①年齢、②居住地、③相談内容
- 相談内容は大きく5つに分類  
養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談

# 相談援助活動の基本スタンス

1. 相談者の人権の尊重
2. 所(組織)としての援助
3. チームとしてのアプローチ
4. ケース・カンファレンス
5. 迅速な対応
6. 関係機関との連携
7. 守秘義務、情報公開

# 児童相談所の業務内容

相談の種類	相談の内容
養護相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育による養育困難児、遺児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
障害相談	言語発達遅滞、発達障害、知的障害等に関する相談
育成相談	不登校、学業不振、子どもの人格の発達上問題となる反抗、落ち着きがない、内気、緘黙、生活習慣の著しい逸脱、性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
非行相談	虚言癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、警察から通告、家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
その他の相談	いじめ被害、友人関係、家族関係、学校関係等

# 児童虐待対応件数の推移

## 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

### 1. 平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

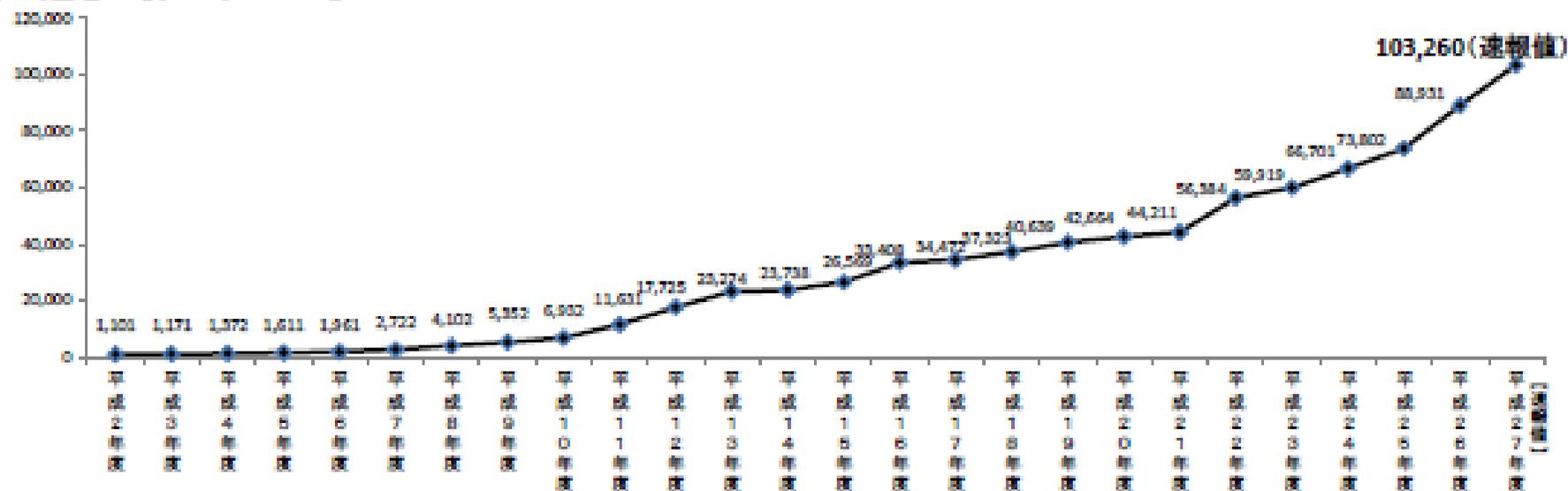
平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比116.1%（14,329件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により治療や措置等を行った件数。

※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

### 2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (速報値)
件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
対前年度比	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%

注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

# 主な増加の要因

平成26年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り

○心理的虐待が増加

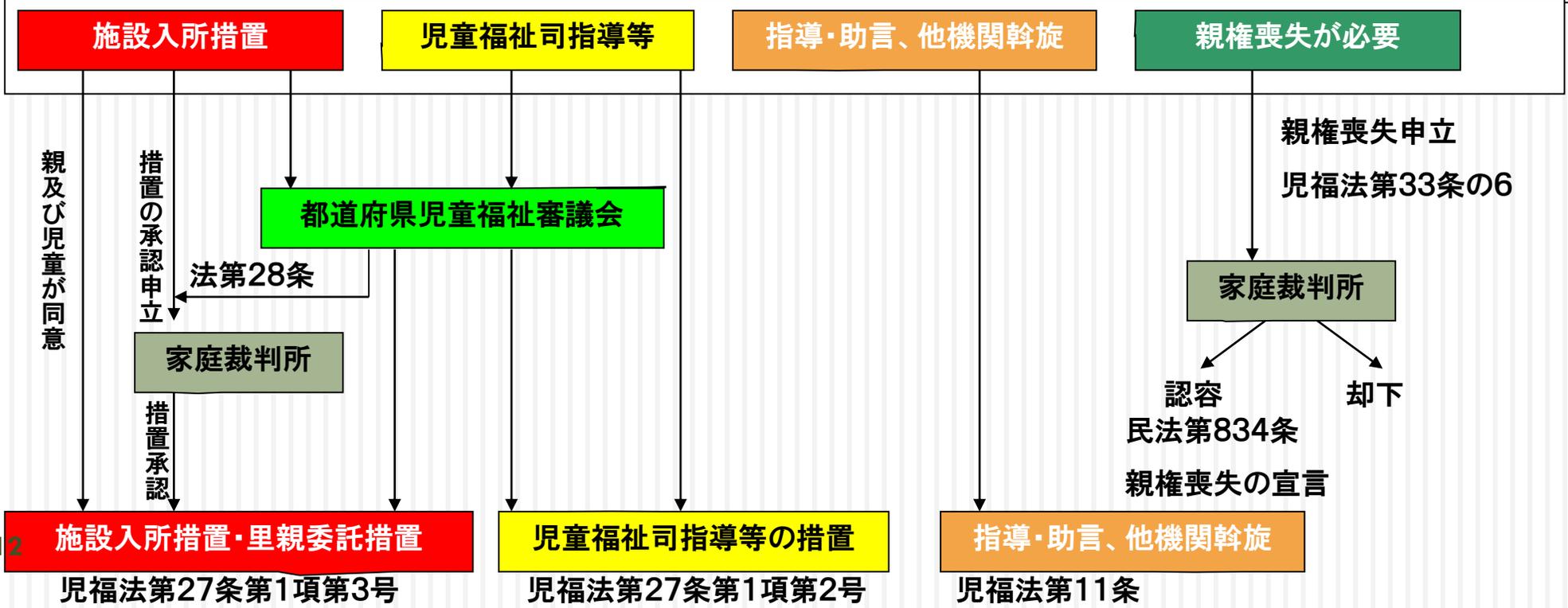
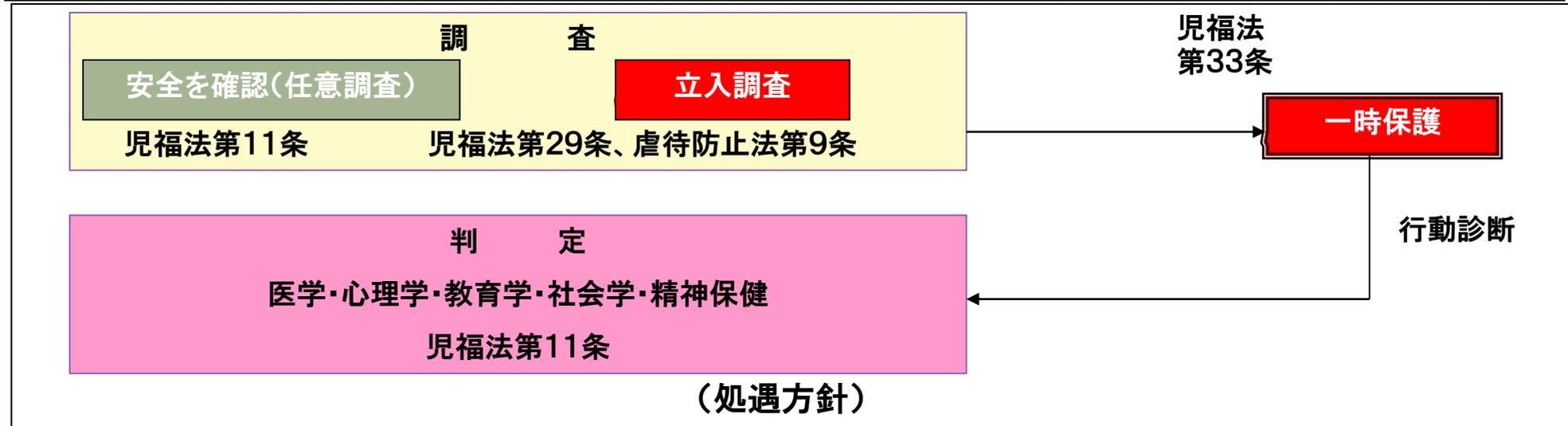
○心理的虐待が増加した要因の一つ面前DVについての警察からの通告の増加

心理的虐待: H26 38,775件 → H27 48,693件 (+9,918件)

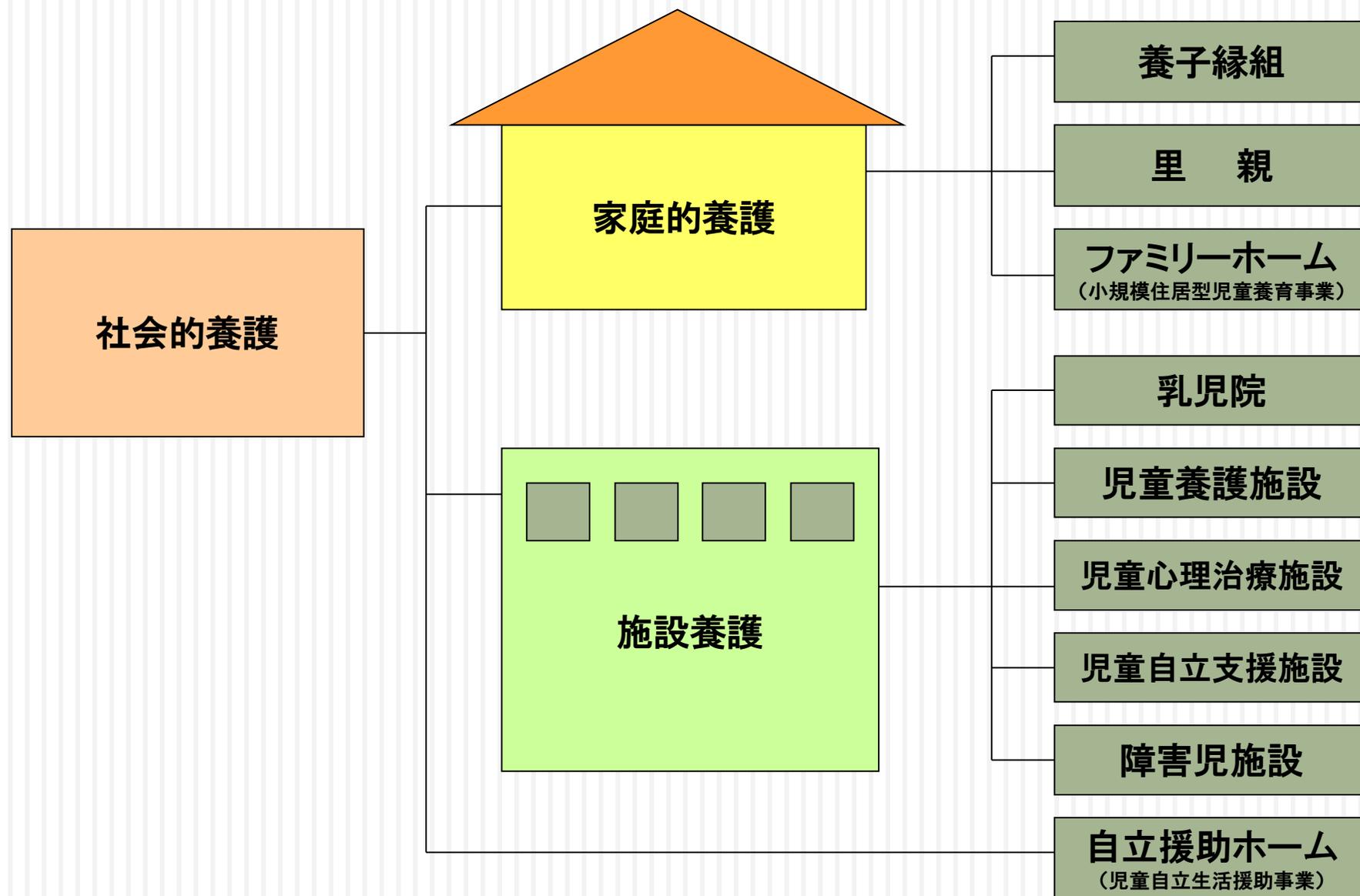
警察からの通告: H26 29,172件 → H27 38,552件 (+9,350件)

○児童相談所共通ダイヤルの3桁化(189)の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の意識の高まり

# 児童相談所



# 子どもたちを育てる場(社会的養護)について





# 面接

# 面接の定義

## 広義:

助言や情報を与えたり、得たりすることを目的とする正式な会合

## 狭義:

対人接触を基本とする、何らかの問題解決を意図した心理的相互作用

# 面接の機能 Richの分類

1. 実情調査型の面接・・・情報の発掘
2. 情報提供型の面接・・・相手に情報を与える
3. 操作型の面接・・・相手の変化を強いる
4. 治療型の面接・・・相手に変化を促す
5. 演技型の面接・・・臨床状況の例示

# 基本的な面接技法

「受 容」:話しやすい状況、構えの消失

「支 持」:気が楽になる、自信が持てる

「くり返し」:聴いてもらっていることが判る

「明確化」:意識されなかったことを言語化する

「質 問」:気持ちや考えを探索し、明確化する

# 各種の面接技法

ケース・ワーク

カウンセリング

家族療法

グループ・ワーク

生活場面面接

ロール・プレイ

など

# ケースワークの原則 (バイステックの七つの原則)

1. 個別化
2. 意図的な感情表出
3. 統御された情緒関与
4. 受容
5. 非審判的態度
6. 自己決定
7. 秘密保持

# 心理面接（カウンセリング）

心理的援助理論と技法に習熟した心理臨床家が心理面の問題に直面しているクライアント（来談者）に対して、面接によってその問題解決を援助する。

# 心理面接過程

- ①カウンセラーが、クライアントに積極的肯定的で誠実な関心を示すことで、あるがままの自分が理解され、受容されている体験が可能になる関係
- ②クライアントがカウンセラーに信頼感を持ち、共にいることで安全を感じる事が出来るような関係
- ③カウンセリング関係には、時間・空間・役割・責任などの面で限界があり、限界の中でクライアントが問題解決をし、発達できるような関係

# 心理面接の段階(初期)

1. クライエントの話を傾聴し、思考・感情の表出を助ける。
2. カウンセリングの具体的な目標を決める。

# 心理面接の段階(中心期)

## クライアントに見られる特徴

1. 関係に関する葛藤
2. 効果についての疑問
3. 関係に関する不安
4. 経験に伴う驚き

# 心理面接の段階(終結期)

問題の解決、あるいは解決の可能性が明確になった時に終結する。

1. 自分の見方の変化、自己受容、自己責任
2. 事象や他者に対する見方の変化、合理的認知
3. 自己の変化への気づき、新たな展望の確認

# おわりに

---

子どもや家族の代弁者として、

よりよい制度や仕組みを作り上げていく

すてきな相談支援者になってくださいね！



また、お会いできることを楽しみにしています。